

補助金調書

補助金名	都市近郊野菜産地等整備事業補助金				担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部農業振興課 (TEL 711-4852)				
交付先	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体		農業協同組合、営農集団、認定農業者		区分	建設費に対する補助金				
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募		(公募の場合) 公募時期							
(公募の場合) 応募要件										
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。									
補助開始年度	昭和60	年度	経過年数	40	年度					
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 本市園芸農業の持続的発展を図るため、農業協同組合、営農集団、認定農業者が実施する生産及び流通施設整備事業に対して補助を行うもの。 【補助対象事業】 省力栽培温室などの施設整備									
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回					
終期を延長する理由	本事業は、安全で安心できる農産物の生産が行われるとともに、食の重要性についての理解が深められることを目的に、生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進することを目的としている。 これまでも近代的栽培施設の導入を積極的に進め、高品質農産物の生産基盤を確立するとともに、栽培作業の省力化・効率化を推進し、活力ある農業経営の確立と産地機能の強化を図っているところであり、今後も本事業の存続が必要と判断したもの。									
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率		【補助対象経費及び補助金額の算定方法・考え方】 ○交付対象経費 活力ある園芸産地育成事業に定められている施設等の整備に要する経費 ・重点品目産地強化 省力栽培温室、降雨防止品質向上施設、育苗施設、堆肥培土等製造施設、防風等保護施設、果樹棚栽培施設、高性能省力機械施設、省力園地の整備、流通加工施設 ・省エネルギー化推進 内張カーテン施設、自動換気施設、暖房機補助施設、循環扇施設、多段式サーモ施設、局所加温技術の導入に必要な資材等、空気膜ハウスの導入に必要な資材等、ウオーターカーテンの導入に必要な資材等 ○補助金額の算定方法 [営農集団等] 県 事業費の1/2以内(重点品目) 市 事業費から県補助額を差し引いた残額の1/2以内(重点品目) [認定農業者] 県 事業費の1/3以内 市 事業費から県補助額を差し引いた残額の1/4以内							
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 当事業は、農作物の生産基盤となる園芸施設の整備を進めて、市内の農業者への活力を与える支援をしていく必要があるため、事業内容の①施設、②付帯施設、③機械等その他、の順に、事業実施の優先順位をつけて、市補助金の予算計上を図る。									
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度						
	件	7 件	8 件	6 件						
	112,881 千円	93,117 千円	74,279 千円	99,461 千円						
前年度補助事業 の主な実施概要	【事業概要】 品目:イチゴ、トマト、軟弱野菜、ブドウ、花き 事業実施主体:6営農集団、1認定農業者 受益戸数:20戸 事業内容:省力栽培温室等の新設・改修、省力機械導入									
補助金交付 による効果	補助金の交付により活力ある園芸産地を育成されることで、農業経営の向上と農産物の市民への安定供給が図られる。									

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。